

第 38・39 回 子ども・子育て会議

【資料集(別冊)】

- 子ども・子育て支援プランの前年度評価への対応状況

子ども・子育て支援プランの前年度評価への対応状況

重点施策1	【乳幼児期】教育・保育環境の充実	・・・	1～2
重点施策2	【学童期】放課後の子供の居場所の充実	・・・	3
重点施策3	障害のある子供への支援の充実	・・・	4
重点施策4	妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援	・・・	5～6
重点施策5	子育ての不安・負担の軽減	・・・	7
重点施策6	子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実	・・・	8～9
重点施策7	児童虐待防止対策の充実	・・・	10～11
重点施策8	ワーク・ライフ・バランスの推進	・・・	12

重点施策 1 【乳幼児期】教育・保育環境の充実

(1) 待機児童の解消に向けた取組み

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
3歳児以降の入所対策	<p>協力幼稚園事業の私立幼稚園が認定こども園へ移行できるよう、移行支援にも力を入れてほしい。</p>	<p>保育需要が増大する中、既存の私立幼稚園から認定こども園への移行を促進し、2号、3号認定子どもの利用定員を増加させることは、待機児童対策の1つとして有効であると考えている。</p> <p>そのため、建替えや調理室等の改修工事により認定こども園へ移行し、待機児童対策に協力していただける園に対し、施設整備に係る費用の補助を実施している。</p> <p>また、令和4年度に移行に関する園の不安を払拭するための研修会や収支シミュレーションを実施する。</p>
	<p>待機児童は0～2歳児で発生しており、3歳児以上は発生していないにもかかわらず、「今後も0～5歳児の保育所を中心に整備を進める」とある。本当にこの方向性でいいのか、0～2歳児の居場所をまず優先すべきではないか。</p>	<p>地域型保育事業については、0～2歳児の待機児童対策に有効である一方、卒園児の受入れ先が確保できない、いわゆる3歳児の壁の問題が発生する。そのため、卒園児の受入れ先となる連携施設を確保した上で地域型保育事業の整備と、5歳児まで受入れ可能な認可保育所の整備の双方で進めている。</p>
	<p>子供の連続した育ちの面から考えると0～5歳児の保育所が望ましいことから、引き続き0～5歳児の保育所を整備してほしい。</p>	<p>5歳児まで受入れ可能な保育所の整備を軸としているが、0～2歳児を対象とした地域型保育事業を整備する際には、事業者自らが連携施設を適切に確保し、保育内容の支援や卒園児の受入れ等を行うことを条件としている。</p>
保育士確保対策	<p>特に新卒採用に対して、近隣市が独自の処遇改善を手厚く実施している状況を鑑み西宮市も支援策を講じてほしい。他市と差別化を図るためにも、近隣市と比べて支援内容に後れを取らないようにしてほしい。</p>	<p>国基準を上回る宿舍借り上げ支援事業や奨学金返済支援事業の充実を図ることにより、他市と差別化を図ってきたことに加え、令和4年度から新たに保育士就職応援一時金事業を開始し、更なる保育士確保対策の拡充を進めているところである。今後も、他市の事例を参考に保育士確保対策について効果的な手法を研究していく。</p>

(2) 質の高い教育・保育の提供

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
各園での研修の実施	研修の質について、回数だけではなく、質がどう変わったかの効果測定も今後考える必要があるのではないか。ECERS（エカース）などの質を測る評価尺度もあるので、検討してほしい。 ※ECERS（Early Childhood Environment Rating Scale）＝保育環境評価スケール	保育所職員専門研修では乳児・幼児保育、保護者対応等様々な内容の研修を実施しており、受講後のアンケートより理解度や感想などを把握し、次年度の研修に活かすようにしている。今後も保育の見える化について工夫するなど保育現場における研修効果や保育の質の向上について研究していく。
幼児期の子供の育ちと学びの連続性と一貫性の向上	西宮市幼・保・認・小連携推進事業「つながり」と同様に、幼稚園・保育所等から育成センターへのつながりについても強化して、丁寧な引継ぎを今後考えてほしい。	引継ぎ等の情報共有については、保育所等から育成センターへ児童の個人情報を提供いただけるかは個別の判断となるため、一律の対応は難しいと考えるが、指定管理者を通じ、個別に学校や地域等と連携を図りながら、幼児期から児童期への円滑な接続ができるよう、対応していく。

(3) 保育サービスの充実

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
【活動指標あり】 利用者支援事業（特定型・子育てコンシェルジュ）の充実	特定型の子育てコンシェルジュで対応した相談について、具体的な相談内容や、どのように対応したかなどをまとめ、市内の子育て支援施設に情報提供してほしい。	子育てコンシェルジュで対応した相談内容やそれに対する回答内容については、特定の地区や施設に限定した内容となっているものも多く、提供するにあたり膨大な相談記録から提供すべき情報の抜き出しや誤解を与えるような表現がないか等の情報の精査が必要となるため、可能かどうかの判断を含め今後検討していく。

重点施策2 【学童期】放課後の子供の居場所の充実

(1) 全ての子供を対象とした安全・安心な放課後の居場所

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
【活動指標あり】 子供の居場所づくり事業の実施 校区の拡大	放課後子供教室、子供の居場所づくり事業、放課後キッズ、キッズルームなど、何がどう違うのか紛らわしいので、もう少し分かりやすい名前前にしてほしい。	子供の居場所づくり事業については、令和4年度から「放課後キッズルーム事業」に名称変更し、市職員であるコーディネーターを学校に配置して実施する事業形態を「直営型」、事業者への委託により実施する事業形態を「委託型」と整理した。
【活動指標あり】 子供の居場所づくり事業の実施 校区の拡大	同じ小学校で複数の放課後事業を実施する場合、育成センターの指定管理者が変わっても連携がスムーズに行えるよう検討してほしい。 また、事業者と一緒に顔を突き合わせ、子供たちの放課後を考える機会を設けてほしい。	育成センターの指定管理者と放課後キッズルーム事業運営事業者には、育成センターの指定管理者変更に係る引継ぎ時はもちろんのこと、日常的に、顔を合わせた協議だけでなく、事業者同士が連携し両事業の児童と一緒に下校できるよう工夫するなど、積極的な連携を求める。
—	日曜日・祝日も児童館を開けてほしい。	職員体制や費用面などに課題があるが、日曜開館について検討していく。

(2) 育成センターの充実

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
—	育成センターの指導員の処遇改善をして指導員になりたい方がたくさん増えるようにしてほしい。	これまで、西宮市の独自施策として、平成29、30年度、令和2年度にそれぞれ処遇改善を行い、令和3年度にも国の「保育士等処遇改善臨時特例交付金」を活用し、育成センター指導員の処遇改善を行った。今後も引き続き、国の交付金等を活用しながら指導員の処遇改善を図っていく。

重点施策3 障害のある子供への支援の充実

(1) 学校園での支援体制の充実

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
教育・保育施設での支援体制の充実	医療的ケアが必要な子供が私立保育所等を希望した場合でも受け入れができる体制をつくるため、市が補助を行うことを検討してほしい。	私立保育所等では、公立保育所に先駆け、令和4年度から補助事業を実施している。

(2) 障害の理解促進に向けた取組みの充実

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
早期発見の取組み 保護者支援の充実	こども未来センターに保護者が相談することは、とてもハードルが高いため、こども未来センターの情報を子育てひろばと共有することや、要請がなくてもアウトリーチに来てもらうなど、保護者にとって相談しやすい取組をしてほしい。	市民や子育て支援施設など関係機関の職員への講演会や研修を通じて、こども未来センターの業務や役割を周知することにより保護者にとって身近な相談先となるよう努めていく。
	発達障害の支援ニーズはかなり増えてきているので、初診も含め、市全体で障害のある子供への支援方策についてスピードを上げて対応しなければまずい状況にあるのではないかと。令和4年度に向けて支援のスピードを上げてほしい。	初診待機期間の短縮に向けて、地域医療機関との連携を開始するとともに、こども未来センター診療所への紹介制を導入した。初診待機期間の短縮は思うように進んでいないが、紹介制による他機関からの情報と相談員の見立てにより、緊急性の高いケースを早期の診察につなげている。

重点施策4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	子供が生まれてからの支援は多いが、流産する方など、生まれるまでに支援が必要なケースがあるので、その人達にも切れ目ない支援を検討してほしい。	現状、産前のヘルパー利用については、切迫早産等、医師が安静を要すると認めた場合としているが、この他の産前利用については、利用者アンケート等の機会でのニーズを捉え、検討していく。新型コロナウイルスの影響で里帰り出産ができなかった妊婦の方については、民間の育児支援サービス料の補助制度が利用できる。また、兵庫県の事業として不妊・不育に関する電話、面接相談がある。妊娠中の体調の相談等は妊婦面接、妊産婦オンライン相談、電話相談等を実施している。養育支援ネットにて流産された方の支援依頼があり、訪問等で支援する場合がある。流産、死産後の健診についても産婦健診の費用助成を実施している。

(2) 早期発見・早期支援に向けた取組み

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
【活動指標あり】 養育支援ネットによる医療機関等との連携	養育支援ネットについて、文書でのやりとりになると手間がかかり、必要な支援が遅れたりする。情報の取扱いや目的に応じ、やりとりを電子化できないか。	電子化については、個人情報の取り扱いの問題もあり導入できていないが、早期支援の必要な方については、文書に先立って病院からの電話連絡により支援を開始している。

(3) 産前産後における支援の充実

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
育児支援家庭訪問事業	市ホームページや子育てガイドだけでなく、保育園や幼稚園の掲示板を活用して広報してほしい。	引き続き、市ホームページや子育てガイド等の市の各種媒体を活用し、広報に努めていくほか、ご意見にあるようなその他の広報媒体についても、効果的と考えられるものについてはその活用を検討していく。
産後ケア事業	コロナ禍で、特に産後ケアにもっと力を入れてもらえたらという声はよく聞いている。産後ケア事業の利用者をもっと増やしていこうと思うのであれば、民間団体の力を借りていかないといけないのではないか。	令和4年12月から宿泊型と通所型を開始し、訪問型も一部委託、対象者も産後4か月までを1年未満へと拡充して実施予定である。
—	兵庫県の「予期せぬ妊娠SOS相談」への相談件数や、相談から支援につなげる手段についても注目が必要ではないか。	令和3年度兵庫県で1万件を超える相談があった。地域保健課でも「小さいのちのドア」や民間団体より連絡をもらい、妊婦健診の付き添いやその後の支援をしている。 ※小さいのちのドア：公益社団法人 小さいのちのドアが実施している、思いがけない妊娠や、出産や育児で追い詰められている女性のための相談窓口

重点施策5 子育ての不安・負担の軽減

全体

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
—	子育てひろばについては、市の直営や指定管理、民間事業者といった様々な実施主体があることから、市として子育てひろばに係る新型コロナウイルス感染症防止のガイドラインを作成してほしい。	子育てひろばにアンケートを行い、各ひろばの要望を踏まえてガイドラインの策定を検討する。

(1) 孤立化を防ぐための取組み

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
子育て支援のネットワーク化	子育てひろばに情報が下りてこず、情報を集めるのが難しい。 年1回の地域子育て支援拠点事業連絡協議会という大きなネットワークも大事だが、地域のネットワークをもっと強めてほしい。地域のネットワークの中に地域サロンや保健福祉センターも含めて、地域をより強固なものにしてほしい。	地域の交流会については、子育て支援者講座の中で一部交流の時間を設けているが、どのような形が望ましいかも含め子育てひろばにアンケートを行い、その結果を踏まえて検討していく。
	子育てひろばではなく児童館に、地域のネットワークのハブになる機能を持たせてはどうか。	児童館が地域のネットワークのハブ的機能をもつことは重要と考えており、小学校や保健福祉センターをはじめとした地域の関係機関と連携し取り組んでいる。引き続き地域サロンや子育てひろばなどと更なる連携強化を模索していく。

重点施策6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

(1) 学習・進学支援

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
ひとり親家庭への学習支援 生活困窮世帯対象学習支援事業の拡充	生活困窮世帯に対し、周知を徹底するなど、知らなかったということがないようにしてほしい。	生活困窮者の相談支援窓口等と連携し、事業対象となる子供のいる世帯に対し、本事業の案内をしている。今後も引き続き連携を強化して事業周知に努めていく。
	中学1・2年生から勉強する習慣を身につけることが非常に重要であるため、対象学年を引き下げて実施してほしい。また、学習支援事業を経て大学へ進学した人などから話が聞けるような取組も検討してほしい。	令和4年度から対象学年を拡大し、中学1・2年生も対象として実施している。学習支援事業経験者との交流はできていないが、利用者が将来を考えるきっかけ作りとして、進学や就職のモデルとなるような大学生、社会人との交流に取り組んでいく。
	学習支援の1つとして、他市で実施しているような、家庭訪問して勉強を教える事業も将来的に検討してほしい。 家庭訪問によって家庭の状況も分かり、保護者と話をする機会もでき、家庭支援にも繋げることができると思う。	現状、利用者3人に対し1人の講師を配置する形で運営しているが、家庭訪問型ではマンツーマン指導となり経費が大きくなるため、通年での実施は困難と考えている。しかしながら、不登校等なかなか外出することが難しい利用者もいることから、先進事例を参考に研究していく。 なお、事業開始前には保護者、利用者、委託事業者と三者面談を行っており、利用途中でも保護者との連絡は取るようにしている。
	学習・進学の支援に関して、ひとり親家庭や生活困窮世帯に入らないヤングケアラーの家庭など、負担を抱えた子供たちについても考慮した施策となるよう検討してほしい。	当事業は対象者を限定し実施しているため、早急な対応は困難であるが、他市の状況等にも注視し研究していく。

(2) 生活の支援

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
スクールソーシャルワーカーの拡充	スクールソーシャルワーカーは現在5名（令和2年度時点）とのことだが、人員が足りておらず、活動時間が制約されたり、保護者が在宅している夕方5時以降の家庭訪問の対応が難しい等の課題を耳にしている。十分に効果的な対応ができるよう、少なくとも倍くらいには増員できるよう尽力してほしい。	令和元年度に3名から5名に増員したスクールソーシャルワーカーを各中学校20校区に週1回拠点校配置しており、各学校からの要請を受けて派遣を行い事案の対応を行っている。保護者の要望に応じて、面談時間を設定したり、家庭訪問を学校の教員と協働し行っている。今後も、そのニーズの高まりが予測されるため、市独自の拡充を進めるためにも、国、県による国庫補助の増額等を希望していく。
	スクールソーシャルワーカーが情報交換や勉強会を行ったり、活発に活動しやすくなるような、単なる集合場所ではない控室やスペースの設置を検討してほしい。	スクールソーシャルワーカーは毎朝情報共有を行った上で、それぞれの担当区域へ向かっており、その日の活動実績や報告書を即日作成している。綿密な情報共有や協議が必要な場合は、適宜、会議室等を用意していく。

(3) 保護者への支援

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
周知・広報の充実	「みやハグ」は情報提供の回数より、登録者数の方が支援を必要とする対象者に周知できているかの指標となるのではないかと。	「みやハグ」については、令和3年度末で運用を終了し、「LINE」による情報発信に移行している。現行の子ども・子育て支援プランの活動指標を変更することはできないため、次年度以降の自己評価の際に登録者数も踏まえて評価することを検討する。

重点施策7 児童虐待防止対策の充実

(2) 児童虐待や相談支援

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
児童虐待予防・対応マニュアル活用の推進	人事異動や担当者の変更に伴い、情報共有や連携が十分にできていなかったことが原因で、死亡事例などの深刻な事態に発展するケースもある。円滑な引継ぎが実施されるよう徹底してほしい。	人事異動や担当者の変更等で対応方法の引継ぎがスムーズに行えるように、定期的に学校、保育所を巡回し、情報共有を行う。
—	学校が実施する生活アンケートについて、虐待などを訴えた児童生徒が守られるような仕組みにしてほしい。	実施したアンケートをもとに、各校では一人一人と教育相談を行っている。内容によっては即時関係課と連携のうえ、児童虐待等について迅速に対応していく。虐待などを訴えた児童生徒を守るため、関係機関との連携を図ると共に、学校では職員の共通理解のもと見守りを継続していく。

(3) 児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
相談体制の強化 子ども家庭総合支援拠点の整備	職員の質や専門性の向上のため、現場での対応や対象者との面談についての研修を積極的に実施するほか、民間研修への職員派遣や児童相談所との人事交流など、人材育成のための予算を確保し、目標を立てて取組んでほしい。	オンライン研修を活用して、職員が積極的に研修に参加することができるよう研修回数や研修受講人数を増やすように取り組んでいく。職員の専門性向上、児童相談所の援助方針会議への出席を継続して行う。
	ケースワーカーをはじめ、心理療法士や保健師などの専門職員の人員を確保し、早期に子ども家庭総合支援拠点の標準配置人員を満たして、充実した支援を行えるよう尽力してほしい。	国が定める上乗せ配置基準を含む標準配置基準を恒常的に満たし、充実した支援を行えるよう人数の充足を図っていく。
	子ども家庭総合支援拠点をただ設置するだけでなく、関係機関との連携や有機的な結びつきを一層強化して、児童虐待等に迅速に対応できるような体制を構築してほしい。	定期的に学校、保育所を巡回し、関係機関と情報共有を行うことで児童虐待等に迅速に対応できるよう連携を強化していく。
児童相談所の設置についての調査・研究	子ども家庭総合支援拠点を設置したので、次は児童相談所設置に向けての方向性を明確にして、準備をしてほしい。	各市の実情に合わせた設置、運用方法を慎重に検討し、国や県、他の中核市の動向を見極めながら検討していく。

重点施策8 ワーク・ライフ・バランスの推進

(2) 父親の家事・育児参加の推進

項目	R2の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
父子対象事業の拡充	<p>市政ニュースでお父さんの育児の紹介をするなど、今まではあまり子育てをしなかった世代の人にもその楽しさを分かってもらえるような広報を検討してほしい。</p> <p>また、お父さん同士のつながりについて、オンラインなども活用しながら、働いている方も参加できるようにしてほしい。</p>	<p>父親の育児への不安感の軽減を優先課題と捉え、市オリジナルの父子手帳を発行し、情報発信を行っている。また、同内容をホームページでも公開している。</p> <p>子育て総合センターで実施しているパパDAYについて、令和3年度はコロナ禍前以上の回数を実施し、多くの方の参加があった。引き続き実施し、父親の育児支援やつながりのきっかけ作りをしていく。</p>
	<p>小学生になると、親同士の交流を持つ機会が難しくなるため、小学生親子対象のイベントを実施するなど、親同士の交流の場を設けてほしい。</p>	<p>小学生の子供を持つ親同士の交流を目的とした事業は実施していないが、様々な講座やイベントを通じて、親子で参加・交流できる機会を提供していく。</p>